

# 令和2年度 事業計画書

自 令和2年 1月 1日  
至 令和2年12月31日

## I. 事業方針

2016年の保険業法改正により中小規模代理店は、企業統治責任や内部統制が求められています。言い換えれば、金融庁や保険会社は、家業的経営から企業経営へという方向性を促しています。

いずれにしろ、我々中小規模代理店も経営者としての視点で事業を見直す必要に迫られています。代理店として「規模の拡大」「IT活用による体質強化」「消費市場におけるブランド化」等に取組んでいかねばなりません。

そのためには一社では限界のある経営事業を相互扶助の精神に基づき取組む必要に迫られています。とはいえ、平成22年に内閣決定された、中小企業憲章の理念だけでは中小規模代理店の存続は困難な時代となりました。

前述したように、一社では人材・資金・情報が足りないために取組めない事業を、協同事業として取り組むことで、公正な経済活動の機会を確保し、自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図らねばなりません。

また、国が推進する働き方改革への対応とそれに伴う人手不足対策、および中小規模企業がはたすべき地域社会への貢献など様々な課題を抱えています。

今年度は昨年同様 ・組合員間の情報交換 ・外部講師によるセミナーおよび勉強会 ・他組合との意見交換 ・上部団体の全保連事業への協力 ・内部監査態勢の強化 ・各組合代理店の保有する知識経験の共有化 を推進すると同時に ・他代理店への協同組合の普及活動、代理業協会との協同事業 ・組合員のためにする収益事業・事業継承対策も課題として検討していきたいと考えています。

## II. 事業計画

1. ◇共同販売、共同購買の事業  
◇共同受注、あっせんの事業
  - ①自治体の関与する保険の斡旋
  - ②その他団体への保険の斡旋
  - ③共済事業の検討
2. ◇組合員のためにする事業資金の転貸事業
  - ①借り入れ先 株式会社 商工組合中央金庫
  - ②貸付利率 4.0%
  - ③借り入れ利率 3.5%
3. ◇組合員の福利厚生に関する事業
  - ①懇親会等を開催し、組合員間の相互の親睦を図る
  - ②組合員に対する慶弔見舞

◇労働保険事務組合の運営と労働保険の普及事業
4. ◇組合員に対する教育、広報、経営改善のためのセミナー開催等の事業
  - ①保険業界関連事項についての、各方面の専門家によるセミナーの開催
  - ②組合員の顧客先等が扱う商品情報の収集と提供
5. ◇全国保険代理業協同組合連合会への協力支援事業
  - ①全保連による内部監査の支援
  - ②事業継承対策の組合代理店検討プロジェクトへの参画

◇各地保険代理業協同組合との情報交換の事業
6. ◇他の同業団体との情報交換等の事業
  - ①東京代協との提携事業
  - ②他団体との交流
8. ◇市場開拓に関する情報の収集と提供  
◇ホームページの保守とクラウド情報共有の事業
9. ◇団体協約の締結
  - ①組合員事業に対する不当な行為に対して改善を申入れ、協約を締結する事業